

令和7年度

いじめ防止基本方針



坂戸市立大家小学校

目 次

はじめに	1
I 本校のいじめの未然防止・早期発見・早期対応【全体構想】	2
II 本校のいじめの問題に対する基本方針	3
III いじめの定義	3
IV 組織 1 校内いじめ防止対策推進委員会 2 児童によるいじめへの取組組織 3 学校全体でのいじめゼロキャンペーン	4、5
V いじめの未然防止	
1 道徳教育の充実	
2 教師の姿勢と学級経営	
3 授業での取組	
4 情報リテラシー教育の充実（情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育）	
5 性の多様性の尊重	
6 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて	6、7、8
VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）	
1 日頃の児童生徒の観察	
2 なかまアンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施	
3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告	
4 教育相談日の実施	
5 医療を含めた相談	
6 保護者アンケートの実施	
7 地域からの情報収集	9
VII いじめの早期発見	
1 いじめ対応の基本的な流れ	
2 いじめ発生時の教職員の具体的な対応・児童、保護者に対して	10、11、12
VIII 重大事態への対応	
ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」	
イ)「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」	13
IX いじめ防止についての教職員研修、相談窓口	
1 職員会議	
2 校内研修	
3 校内生徒指導教育相談委員会	
4 相談窓口	14
X いじめ対応に関する資料	15

は じ め に

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を侵害し、心と体を健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子供の生命または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの被害者にも加害者にもなり得るもの。このことは、本校においても同様である。このようないじめを防止し、次世代を担う子供たちが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現するために、学校は保護者や地域と協力するなど社会全体で取り組むべき重要な課題である。

そこで、坂戸市では平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）、平成25年10月11日に策定された子供一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重し合う社会の実現のため、ここに、いじめの防止等についての基本理念を明らかにし、いじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、「坂戸市いじめ防止基本方針（平成28年1月（最終改定 平成30年3月）」が策定された。

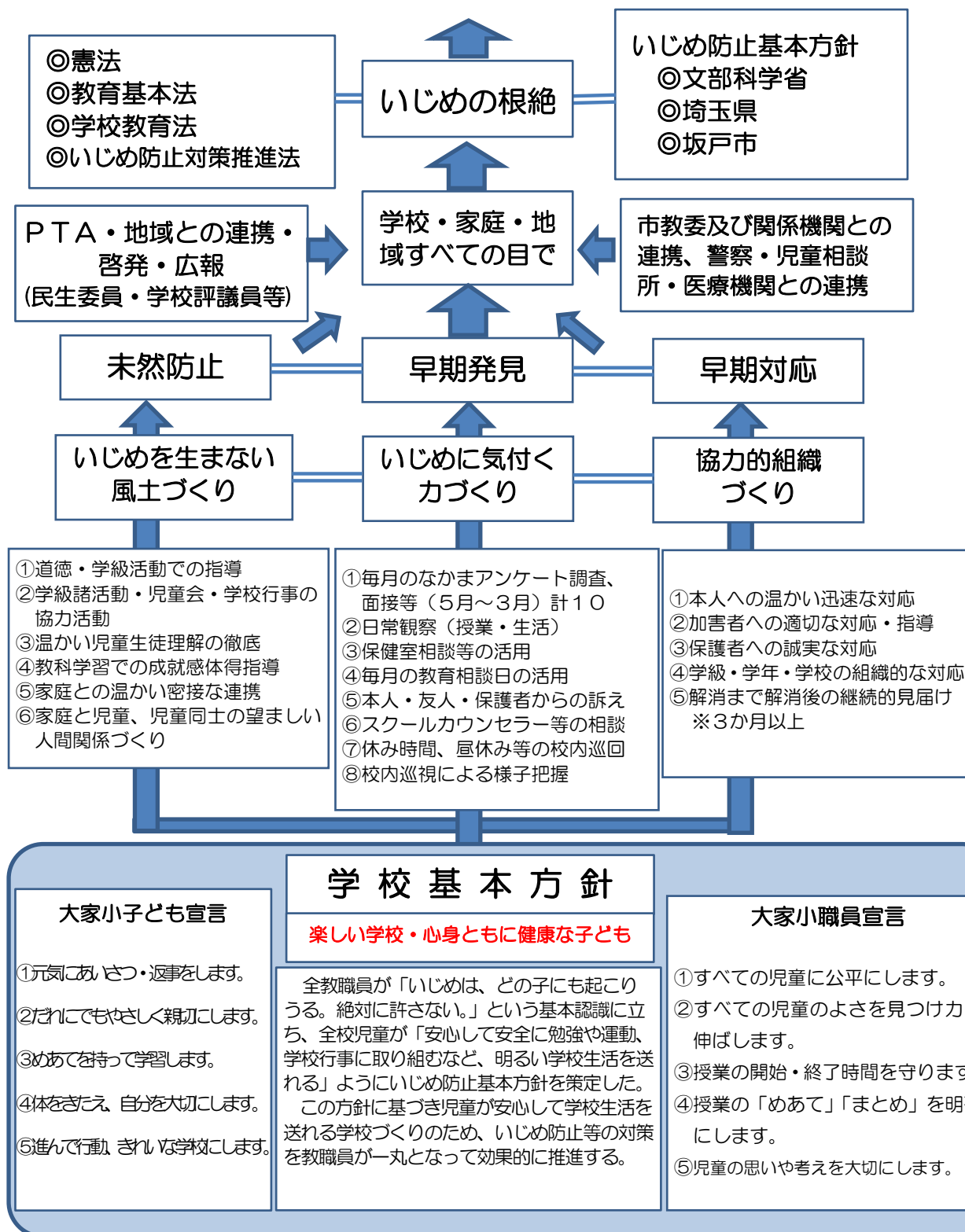
『坂戸市立大家小学校 いじめ防止基本方針』は毎年、年度末に見直しをして、次年度に向けて改正していく。また、令和4年12月6日に文部科学省から12年ぶりに生徒指導提要デジタル版がアップされた。近年、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にある。加えて、「いじめ防止対策推進法」や「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律」の成立等関連法規や組織体制の在り方など、提要の作成時から生徒指導をめぐる状況は大きく変化してきている。また、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則った適切な調査の実施に資するため、平成29年3月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月30日に改訂）」を策定した。それらと生徒指導提要を基に、『坂戸市立大家小学校 いじめ防止基本方針』も作成をしている。

「いじめは絶対に許さない」という強い決意の下、学校や家庭、地域が一体となって社会全体でいじめ防止に取り組む必要がある。いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」そして「相談をする」こと。本校の全児童が明るく楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校づくり、いじめを許さない集団づくりを推進するため、『坂戸市立大家小学校 いじめ防止基本方針』を策定した。この基本方針を基に、「いじめの防止」と「早期発見・早期解決」のため、全校が一丸となって具体的な方策に取り組んでいく。

令和7年4月
校内いじめ防止対策推進委員会

I いじめの未然防止・早期発見・早期対応（全体構想）

いじめをなくし、すべての子が安心して、自分の力を発揮できる学校生活



Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本方針

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、全校体制で対応する。
- 2 人間尊重を基盤として、児童と教職員の間に共感的な人間関係を築き、積極的な生徒指導を推進する。
- 3 児童一人一人の自己存在感を高め、居心地のよい学校づくり、わかりやすい授業づくりに努める。
- 4 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、いじめの早期発見、早期解決に努める。

Ⅲ ①いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条（平成25年法律第71号））

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、児童等が苦痛を感じているかどうかは、表面的（言葉、外観）なものにとどめず、内面的なものを重視する。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。

②問題行動等調査（文部科学省）のいじめの定義によると、

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。】

- ☆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☆金品をたかられる
- ☆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

本校では、以下のように段階を把握し、対応する際の参考とする。

A	重大ないじめ 不登校・自殺	即時教育委員会へ報告
B	継続的ないじめ 長期に渡っている	校内いじめ防止対策推進委員会→教育委員会
C	初期のいじめ 冷やかしかからかい	校内いじめ防止対策推進委員会
D	いじめが疑われる言動	学年→管理職→生徒指導主任→校内いじめ防止対策推進委員会

IV 組織

1 校内いじめ防止対策推進委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を置き、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行する。

(2) 委員

校長・教頭・教務主任（主幹）・各学年代表1名・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・保健主事・その他関係者 ※学年代表と各主任は兼務可 ※その他関係者は適宜

(3) 開催

①定例会（1年間に1回程度開催）※青少年健全育成会議と共催

参加メンバー： 中学校区に合わせる

②連絡会（学期に各1回開催）

参加メンバー： 校長・教頭・生徒指導主任・学校評議員

③校内委員会（生徒指導教育相談委員会内に位置付けて月1回開催）

参加メンバー： 校長・教頭・教務主任（主幹）・生徒指導主任・全教職員

④臨時会（必要に応じて開催）

参加メンバー：

いじめの疑いを発見した時

校長・教頭・教務主任（主幹）・生徒指導主任・教育相談主任・当該学年職員・関係職員

いじめを認知した時

校長・教頭・教務主任（主幹）・生徒指導主任・教育相談主任・当該学年職員・関係職員

(4) 内容

- ・学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認と定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者、地域に対する日常的な情報発信と意識啓発、情報収集
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の臨時会等での集約・認知されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

※令和6年11月8日に、いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議が開催され「いじめ防止対策の更なる強化について」が決定され、同年12月25日に事務連絡で通達

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	該当
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	□
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	□
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	□
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	□

校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	□
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	□
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	□
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	□
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	□
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

2 児童によるいじめへの取組組織（11月『いじめ撲滅強調月間』に合わせての検討）

（1）目的

いじめの（いじめにつながる）問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。

学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編 平成29年7月 P.10に記載

（2）委員（5・6年）

計画委員会委員長・計画委員会副委員長・計画委員・代表委員（4年児童）

※担当教諭は、特別活動主任、生徒指導主任

（3）開催

- ・全体会（1年に1回開催） 参加メンバー：委員全員
- ・連絡会（適宜開催） 参加メンバー：委員全員

（4）内容

- ・「いじめは絶対にいけない!!」を信念のもとに、組織運営をしていく。
- ・全体会においては、いじめを未然に防ぐための方策を児童自身が主体的に考え、児童同士で対話することで、いじめ防止に対しての意識向上を図るとともに、いじめ防止のための取組を考えさせる。また、話し合いの結果を学校に提言する。
- ・連絡会においては、提言した取組の推進状況を確認する。また、楽しく居心地がよい学校づくりのため、児童会活動の充実を図っていく。

3 学校全体でのいじめゼロキャンペーン（いじめ撲滅強調月間の学校全体の取組）

埼玉県では11月は「いじめ撲滅強調月間」となっている。いじめられた子供には心身に深刻な被害が生じることもあり、いじめは重大な人権侵害である。「いじめは絶対に許さない」という強い決意の下、学校や家庭、地域が一体となって社会全体でいじめ防止に取り組む必要がある。いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」そして「相談をする」こと。

本校では、『いじめ撲滅強調月間』に併せて、全校でいじめ防止に関する教育をしている。いじめる心理を考えると、加害者の背景にいじめ人格というような固定的なものがある訳ではなく、おそらく一人の心の中で善と悪との葛藤が生じ、時に悪の衝動が勝っていじめを行ってしまうことになるかと捉えることができる。そのため、「いじめとは何なのか」ということを再認識する必要がある。

【令和6年度の取組】

- ①「生徒指導・教育相談だより「大好き・笑顔いっぱい」にて家庭への周知
- ②学年、学級でのいじめ防止のための取組
- ③「全国いじめ防止標語コンテスト」への参加
- ④道徳の内容項目を「いじめ」に合うものを学年統一で授業
- ⑤学級活動でSST、SGE、ATなどを学級の実態に応じて取り入れる
- ⑥『いじめ撲滅強調月間』の期間、生徒指導主任による給食時の定期的放送
- ⑦埼玉弁護士会による「いじめ予防授業」の実施、坂戸市スクールロイヤーによる「いじめ防止授業」の外部講師による出前授業
- ⑧11月の『いじめ撲滅強調月間』に限らず、年間通して、「いじめはしない、させない、許さない」という意識を子供たちも教職員の意識をもって学校生活を行ってもらう。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- 教育活動全体を通じて、児童の自立心や自律性、生命を尊重する心、規範意識、人間関係を築く力の育成を図り、好ましい人間関係の基盤とする。
- 道徳の時間には、「親切、思いやり」「友情、信頼」「生命の尊さ」等に関わる資料を中心に、いじめの未然防止の観点から意識的な働きかけを工夫し、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促す。

2 教師の姿勢と学級経営

- 教職員の児童を見る力の向上
児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるようにしていく。
- 教師と児童の信頼関係づくり
教職員の何気ない言動が、児童たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、「いつでも相談できる。」「相談してよかった。」と児童が信頼し、安心して過ごしていけるようにする。
- チーム大家小としての組織の強化
大家小の全教職員による共通理解共通行動の徹底を図ることで、児童生徒に対して、誰もが統一した指導ができるようにし、報告連絡相談できるようにする。

【生徒指導の意義】

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

【生徒指導の目的】

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支え、ると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

【生徒指導の実践上の視点】

①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成
「生徒指導提要 令和4年12月文部科学省P.12～P.15」より

3 授業での取組

＜教科＞（わかる授業・楽しい授業）・・・ 生徒指導の4つの機能

- ・自己存在感を与える
- ・共感的な人間関係を育成する
- ・自己決定の場を与える
- ・安全・安心な風土の醸成（学校、学級等の居場所づくり）する

＜道徳＞・・・ 心を育てる

- ・道徳的価値の自覚を深める
- ・気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話し合い

＜特別活動＞・・・ 態度を育てる

- ・思いやりの気持ちををはぐくむ異年齢集団活動（ふれあいタイム・運動会等）
- ・集団活動を通してルールやマナーを学ぶ機会
- ・クラブや委員会活動を通して、楽しく張りのある学校生活にしていくとともに、自分の役割を果たすことによって自己肯定感を高めていく
- ・自己の生活を向上させるため、「自発的、自治的な活動を展開する」「互いのよさに気づく目を育てる」「児童の満足感を充足する活動を展開する」に留意し、取り組み、「聞き合い」「折り合い」を重視した学級会を各学級で推進する

＜総合的な学習の時間＞・・・ 主体的に判断し、行動する力を育てる

- ・体験活動の充実
- ・人との関わりを重視する

4 情報リテラシー教育の充実

○GIGA スクール構想により、学習用端末機 Chromebook が令和3年度から本格的に導入され、児童にとって、よりインターネットが身近なものになった昨今、情報リテラシーを取り入れていく。児童が ICT と上手に付き合うことで、よりよいツールの一つだと考えられるものにする。これからのデジタル社会を生きていく児童を被害者・加害者にしないためにも、インターネット、スマートフォンを始めとするデジタル機器、SNS などのコミュニケーションツールを「賢く活用する知識・知恵」「ルールを守って使える健全な心」「安全に利用するための危機管理意識」を育むことが、とても大切である。

○高学年はインターネットやSNSに触れる初期段階として、また前段階として、必要なモラルやルールについて、非行防止教室を実施する。

○学校から定期的にネットに関する文書を児童や保護者へ通知をする。埼玉県教育委員会生徒指導課では、ネットトラブルサイト監視事業の一環として「埼玉県ネットトラブル注意報」を県内の各市町村教育委員会や県立学校に配信している。ネットトラブル注意報は、県内の児童生徒に関するネットトラブルの未然防止のため、サイト監視業者が監視活動等から得た喫緊の課題と対策をまとめたもの。

○「情報モラル教育」と「デジタル・シティズンシップ教育」について

「情報モラル教育が“べからず集”になっている」ところがある。すべての情報モラル教育に問題があるわけではないが、抑圧的で管理主義的な生徒指導を是とする情報モラル教育は、ICT 利活用の否定にもつながりかねない。近年注目されているのが、デジタル社会における「善き社会の担い手」を目指す「デジタル・シティズンシップ教育」である。シティズンシップは一般に公民権あるいは市民権と訳されるが、デジタル・シティズンシップ教育において政治的意図はほとんど意識されない。その一方で、社会参加のテクノロジーとしての側面を重視する。シティズンシップは「この世界を生きる“市民”の一人として、どのような資質・能力が必要か、どのように振る舞うことが“善い”ことなのかを考えること」といえる。こうした考え方を踏まえて、デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力がデジタル・シティズンシップであり、それを学ぶのがデジタル・シティズンシップ教育である。デジタル・シティズンシップ教育では、学習者に自分の意見を主張することを促す。情報モラル教育の常套句である「ルール」という言葉は登場しない。ルールを守らせるのが目的ではなく、自分で行動するスキルを身に付けるものだからだ。

【情報モラル教育】	【デジタル・シティズンシップ教育】
抑制・他律・心情規範	活用・自立・行動規範
・校内からの排除、危険性の周知（学校外での利用が前提） ・仕組みの理解 ・心情的側面の強調	・学校内外に関わる課題（校内外の日常利用の前提） ・ICTに関連する人的、文化的、社会的諸問題の理解と法的、倫理的に振る舞う ・安全、責任、相互尊重の行動規範とスキル

「情報モラル教育」と「デジタル・シティズンシップ教育」を両立して、指導していくとともに、家庭への協力を得る。

5 性の多様性の尊重

○学校において児童生徒の性の多様性の理解を深め、性的指向や性自認で悩みを抱える児童生徒が自分の悩みを相談しやすい環境づくりに繋げることをねらいとしている。性のあり方は、男性か女性という二つの枠組みではなく、「多様で豊かなもの」という考え方に変化しつつある。すなわち性のあり方には、「からだの性」、「こころの性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性」などの複数の要素があり、これらの組み合わせによって、多様な性が存在する。性のあり方を表す場合に、「SOGI（Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性自認）」という用語がよく使われているが、これは少数者だけを特別な存在として捉えるのではなく、全ての人にそれぞれ性的指向と性自認があり、それは多様であるという考えに基づいている。また、この考え方に加え、性表現を意味する「Gender Expression」の頭文字「E」を加えた「SOGIE」もある。

【性の多様性の尊重に係る「児童生徒用リーフレット」】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/172762/syougakuseiyou.pdf>

【性の多様性の尊重に係る「教職員用リーフレット」】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/172762/seinotayouseikyousyokuinnyou.pdf>

6 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて

○今般の新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、感染者、濃厚接触者、医療従事者をはじめ、社会機能の維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などが散見され、憂慮すべきことと捉えている。

○新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて、文部科学大臣メッセージ

【児童生徒等や学生の皆さんへ】

https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_1.pdf

【教職員をはじめ学校関係者の皆様へ】

https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_2.pdf

【保護者や地域の皆様へ】

https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_3.pdf

【新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら】

https://www.mext.go.jp/content/20200825-mxt_kouhou01-000009569_4.pdf

法務省

【感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう】

https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 日常的な児童との関わりの中で、いじめの兆候を看過することのないように、人間関係や心身の状況についてしっかり観察する。
 - ・健康観察：一人一人の表情を確認しながら呼名による朝の健康観察を徹底する。
 - ・授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノート等の落書き、机の距離等を観察し、交友関係の変化を把握する。
 - ・休み時間：一人で過ごしている、「遊び」と称するからかいの様子がみられる等の行動を注視し、適宜指導と声かけをする。
 - ・給食：グループから机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、配膳を避けられる等の行動を注視し、適宜指導と声かけをする。
 - ・登下校：登下校班から離れて登下校する、荷物を持たされている等の状況を観察し、適宜指導と声かけをする。

2 なかまアンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- なかまアンケートの結果をしっかり把握し、必要な面談を漏れなく実施する。
 - ・アンケートは5月～3月まで（月1回以上）実施する。 **※実施年から5年間保管**
 - ・アンケート結果は学年・学校全体で情報共有し、その後、教育相談主任、生徒指導主任、さわやか相談員、教務主任（主幹）、教頭、校長が**全児童分を把握**する。
 - ・アンケート結果に応じて児童と面談を行う。その面談内容についても学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- 児童の実態を把握するための具体的な手立てを毎月実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。また、いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
 - (1) 「なかまアンケート」…5月～3月（計10回） **※実施年から5年間保管**
 - (2) 学級担任による児童への聞き取り…毎時
 - (3) **なかまアンケートの数値結果を年度末にまとめて保護者に公開する**

4 教育相談日の実施

- 保護者からの教育相談の機会として、「教育相談日」を月に1回程度実施する。
- 保護者がいつでも相談を行うことができる体制づくりに努める。

5 医療を含めた相談

- 医者による、坂戸市立教育センターにて相談を学期に1回実施する（計3回）。

6 保護者アンケートの実施

- 「大家小学校保護者アンケート」を7月・12月に実施する。
- アンケート結果の活用に努める。
 - (1) アンケート結果を基に、児童の学校生活に活かせる方策を検討する。
 - (2) 保護者にフィードバックすることで教育活動への理解を深め、協力体制づくりを推進する。

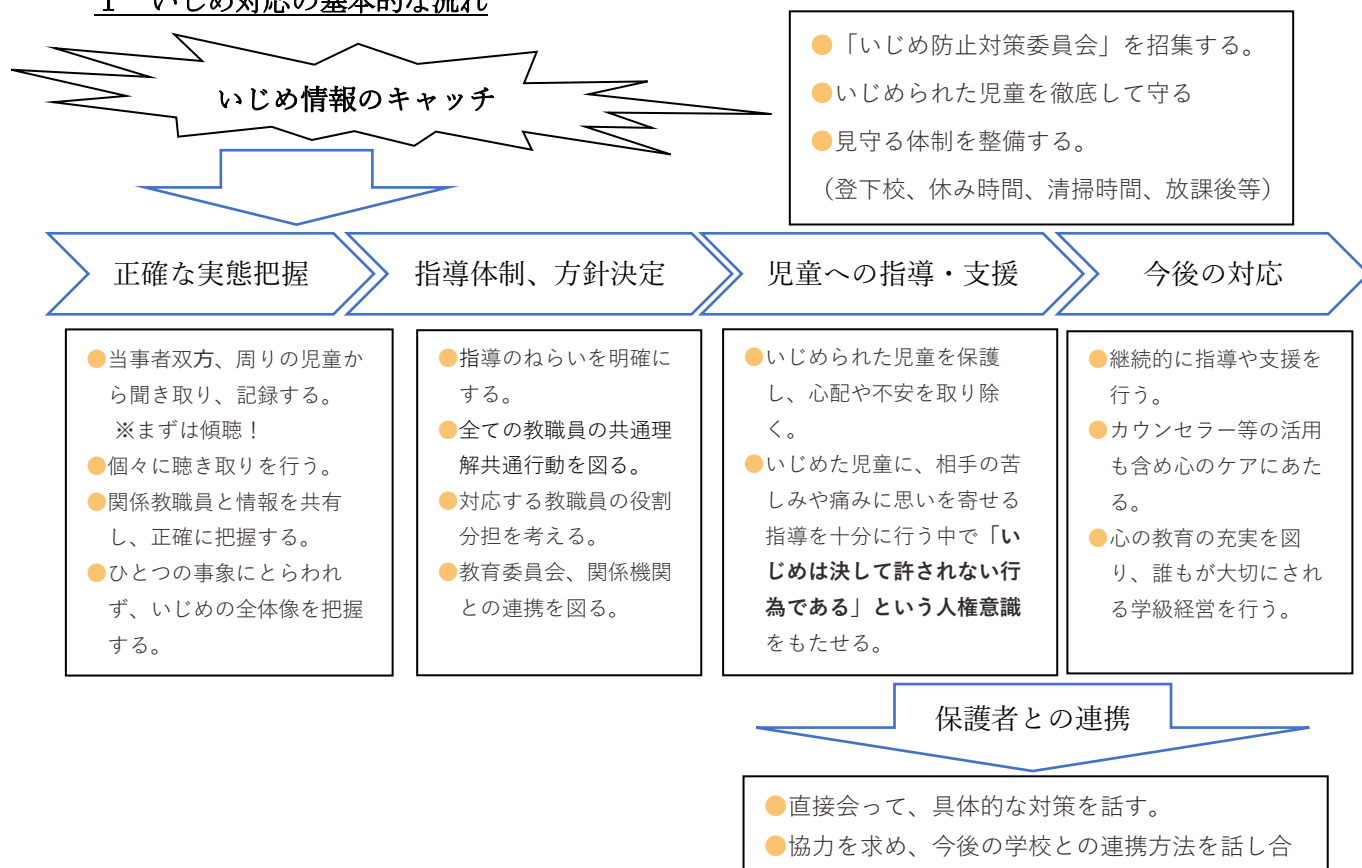
7 地域からの情報収集

- 登下校の様子や放課後の過ごし方等、地域の中で見た情報が学校に伝わりやすくするため、学校からも必要な情報を提供し、地域とのコミュニケーションに学校全体で努める。

Ⅶ いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、担任が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発生時の教職員の具体的な対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主任（いじめ防止対策推進委員会）に連絡し、管理職に報告する。

○いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童に対し、別々の場所で行う。状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

○事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導主任)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- ◆誰が誰をいじめているのか？……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？……………【期間】

児童の個人情報については、その取り扱いに十分注意すること。

【被害者に対して】

<児童に対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見した日のうちに、電話連絡・家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

【加害者に対して】

<児童に対して>

- 事情や心情などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

<周りの児童に対して>

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

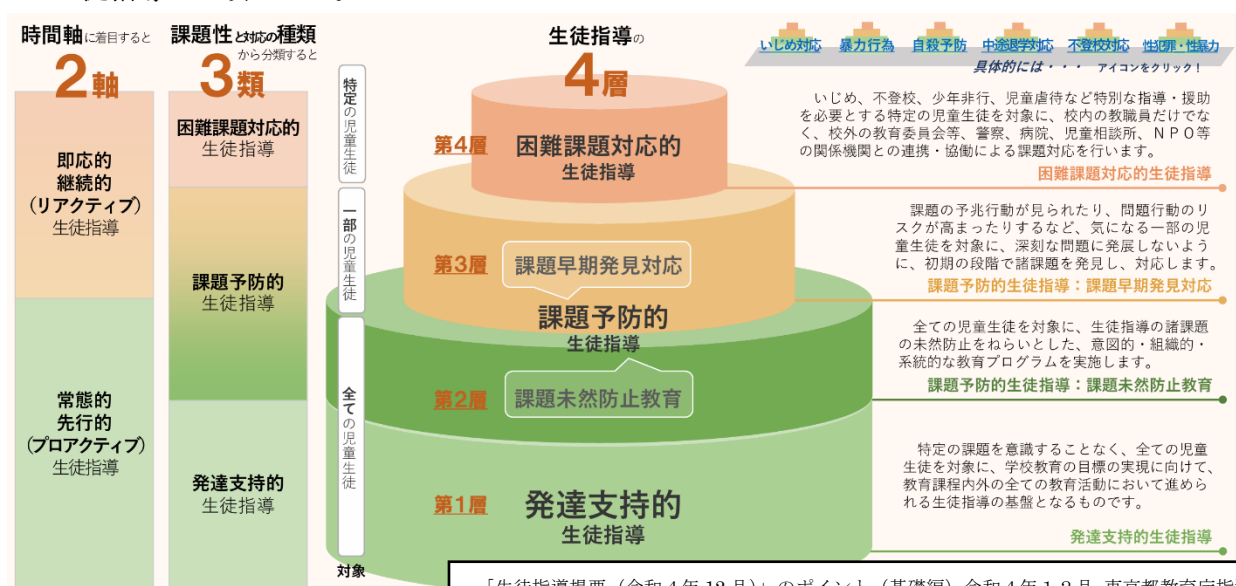
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安**とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織（校内いじめ防止対策推進委員会）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ防止対策組織（校内いじめ防止対策推進委員会）においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

生徒指導提要が改定（令和4年12月）となり、児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止するため、目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導等（発達支持的生徒指導、課題未然防止教育）の積極的な生徒指導を充実させることが盛り込まれた。児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性という観点から類別することで、2軸3類4層に構造化することができる。日常的な発達支持的生徒指導から、未然防止、早期発見、困難課題への対応など各段階における発達や課題の困難度に応じた指導が必要であることを重層的支援構造としてモデル化している。いじめを防止するためにも課題予防的生徒指導が必須である。



「生徒指導提要（令和4年12月）」のポイント（基礎編）令和4年12月 東京都教育庁指導部

Ⅷ 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条）

○「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

《児童生徒が自殺を企図した場合》

- ・いじめ防止対策推進委員会全員で危機対応チーム会議をもち、教育委員会と協力して状況の確認、今後の対応方針、影響を受ける児童のリストアップ、具体的な役割分担等について話し合う。

《身体に重大な傷害を負った場合》

- ・本人の安全確保を最優先とし、状況に応じて警察、医療機関等との連携をとる。
- ・いじめ防止対策委員会全員で危機対応チーム会議をもち、教育委員会と協力して状況の確認、今後の対応方針、影響を受ける児童のリストアップ、具体的な役割分担等について話し合う。
- ・保護者と連携し、事実の共通理解と対応の共通行動について確認する。
- ・状況に応じて教育委員会と情報を共有し、具体的な対応について助言を仰ぐ。
- ・長いスパンでの見守りを継続し、スクールカウンセラーやさわやか相談員によるカウンセリングを実施し、心の安定を図る。

《金品等に重大な被害を被った場合》

- ・本人のフォローを最優先とし、状況に応じて警察との連携をとる。
- ・いじめ防止対策推進委員会の臨時会をもち、情報共有、今後の対応方針、影響を受ける児童のリストアップ、具体的な役割分担等について話し合う。
- ・状況に応じて教育委員会と情報を共有し、具体的な対応について助言を仰ぐ。
- ・関係職員による見守りを継続し、再発を防ぐとともに、本人の心の安定を図る。

《精神性の疾患を発症した場合》

- ・本人の安全確保を最優先とし、状況に応じて医療機関等との連携をとる。
- ・いじめ防止対策推進委員会の臨時会をもち、情報共有、今後の対応方針、影響を受ける児童のリストアップ、具体的な役割分担等について話し合う。
- ・スクールカウンセラーと連携し、最も効果があると考えられる教職員や専門家等による本人との面談を通して状況を把握する。
- ・状況に応じて教育委員会と情報を共有し、具体的な対応について助言を仰ぐ。
- ・長いスパンでの見守りを継続し、スクールカウンセラーやさわやか相談員によるカウンセリングを実施し、心の安定を図る。

イ)「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- ・いじめ防止対策推進委員会の臨時会をもち、情報共有、今後の対応方針、具体的な役割分担等について話し合う。
- ・最も効果があると考えられる教職員や専門家等による本人との面談を通して状況を把握する。
- ・関係職員で協力して周囲からの聞き取りを進め、状況を把握する。
- ・保護者と連携し、本人の気持ちに寄り添って支援を行う。
- ・状況に応じて教育委員会と情報を共有し、具体的な対応について助言を仰ぐ。

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ防止対策推進委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

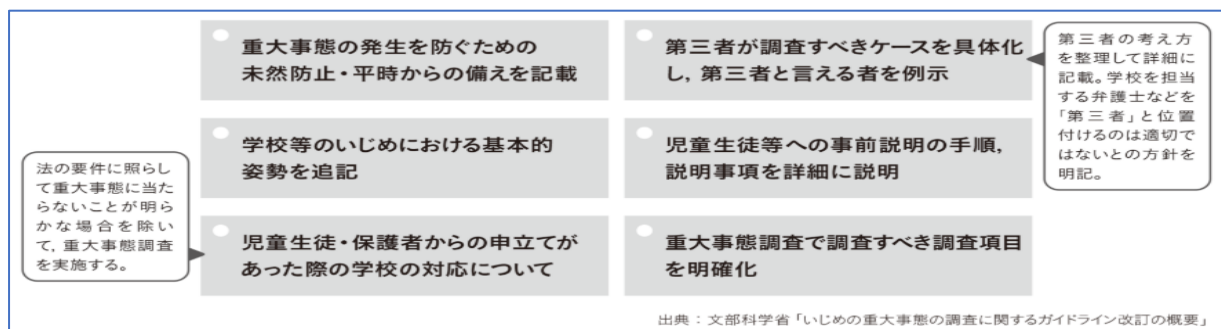
※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断（坂戸市いじめ防止基本方針に準ずる）

＜学校を調査主体とした場合＞

- ①学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ③学校は、いじめ防止対策推進委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ⑤学校は、調査結果を教育委員会に報告、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- ①学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。



IX いじめ防止についての教職員研修、相談窓口

1 職員会議

- 学校いじめ防止基本方針の周知徹底と共通理解のための資料提供と、共通行動のための確認を行う。
- 楽しい居心地のよい学校づくりという視点を盛り込んで、学校運営や行事の実施に関わる提案を工夫する。また、PDCAサイクルによる改善に常に努める。
- 授業参加の姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、基本的な指導方法の共通理解共通行動を図る。

2 校内研修

- ケース会議等の実践的な児童理解研修を通して、児童の状況、指導法、関わり方等についての共通理解を図る。
- 教育相談の研修を通じて教職員の見識を深め、より適切な指導の充実に努める。
- 人権感覚育成プログラムを体験して、授業実践に生かせるようにする。

3 校内生徒指導教育相談委員会

- 委員会での話し合いは、全教職員参加して、共通理解共通行動をできるようにする。
 - その時の課題に合わせた資料や事例研修を実施する。
- ※教職員全員が「生徒指導教育相談」に関する研修を繰り返し実施していく。

4 相談窓口

- 彩の国 よりそみんなの電話・メール教育相談（埼玉県立総合教育センター）（毎日24時間）
18歳以下の子供用（無料） #7300 又は 0120-86-3192
保護者用 048-556-0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
※Eメールの受信確認及び返信は、平日の9時から17時の時間帯に行っています。

- いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）
小・中・高校生の「いじめ」に関する通報
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>
※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行われません。
※通報された情報は学校に提供されます。学校は、あなたが送信したことがわからないように調査・対応します。

- 埼玉県警察少年サポート（月～金／祝休日・年末年始を除く8時30分～17時15分）
少年用 048-861-1152
保護者等用 048-865-4152 ※面接は要予約

- 子どもスマイルネット（毎日／祝日・年末年始を除く10時30分～18時）
048-822-7007

- 社会福祉法人 埼玉いのちの電話（毎日24時間） 048-645-4343

- 特定非営利活動法人 さいたまチャイルドライン（毎日16時～21時）
18歳以下の子供専用（無料） 0120-99-7777

- 埼玉県こころの電話（埼玉県立精神保健福祉センター）心の健康や悩みに関する相談（平日／土・日・祝日・年末年始を除く9時～17時） 048-723-1447

- 子どもの人権110番（さいたま地方法務局）
（平日／祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分） 0120-007-110

- 坂戸市立教育センター（平日／土・日・祝日・年末年始を除く9時～16時30分）
電話相談 049-283-7301 又は 049-289-9661
面接相談 上記の電話番号で予約できます。1回の相談時間は1時間以内です。

- 埼玉県警西入間警察署 049-284-0110
○坂戸市立大家小学校 049-285-2012

X いじめ対応に関する資料

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日最終改定）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_007.pdf
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mext.go.jp%2Fcontent%2F20240830-mext_jidou01-1336275_4.docx&wdOrigin=BROWSELINK
- ・ いじめ対策に係る事例集（平成30年3月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf
- ・ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_013.pdf
- ・ いじめ防止対策の更なる強化等について（事務連絡）（令和6年12月25日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00012.htm
- ・ 新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）（令和7年3月6日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00016.htm
- ・ 埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年7月改定）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/26968/h29_7_kaitei_saitamakenijimenobousitounotamenokihontekinahousin.pdf
- ・ 埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針の概要（平成29年7月改定）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/26968/601028.pdf>
- ・ 生徒指導提要（改訂版）デジタルテキスト（令和4年12月）
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

【坂戸市いじめ防止基本方針】

<https://drive.google.com/file/d/1BTIoUmqcl0MoHiTC6vjIaHcfIYree002/view?usp=sharing>

平成28年1月（最終改定 平成30年3月）

坂戸市・坂戸市教育委員会